

宜野湾小学校 部活動(スポーツ少年団等) 連絡協議会

1 県・市における部活動(スポーツ少年団等)の在り方・方針について

(1) 部活動等の在り方に関する方針

(中略)ウ 主に小学生が加入し行われるスポーツ少年団等や芸術文化関係団体等の活動は、学校の教育活動に位置付けられてはいないものの、小学生の発達の段階を考慮し、心身の成長や学校生活への影響等がないよう、県の所管課、県教育委員会(保健体育課・文化財課)、市町村教育委員会、校長、指導者、保護者や関係機関・団体等との連携のもと、「本改定版」・「本取組」を参考に、適切な活動が行われるよう留意する。

【令和3年12月沖縄県教育委員会策定:部活動等の在り方に関する方針(改定版)より抜粋】

現在の宜野湾市の部活動及びスポーツ少年団等の活動方針として、上記の「部活動等の在り方に関する方針(改定版)」県・市における部活動(スポーツ少年団等)の在り方・方針を踏まえたのが、「宜野湾市スポーツ少年団における活動等の指針について」となります。

令和4年現在で、観光スポーツ課より「県教育委員会から出された方針を適用します。」との回答がありました。現在も適用されます。

(2) 望ましい部活動の在り方

(中略)ア 前述したとおり、部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考えなければならない。

部活動の指導においては、継続的にスポーツや文化、科学等の活動を行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、勝利至上主義(大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等)に陥らない指導を強く求めるものである。

【令和3年12月沖縄県教育委員会策定:部活動等の在り方に関する方針(改定版)より抜粋】

なお、宜野湾市では、

「小学校の部活動に関しては、中学校における学校長の責任の下、行われている「学校教育としての部活動」とは異なり、学習指導要領に活動内容等に関する明確な規定もないことから、小学校における活動は「スポーツ少年団等クラブ活動」に該当する。

本市スポーツ少年団に加盟している団体又は個人における活動に関しては、本市教育委員会において児童生徒がスポーツに親しみ、体力の向上や健康増進を図り、学校、家庭及び地域社会と連携し、スポーツ少年団活動がより計画的に実践されることを目的として指針を定めている。(抜粋)」

とあります。

(3) 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

(1) 部活動の方針の策定等

ア 市町村教育委員会は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」に則り、「本改定版」・「本取組」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を再検討し、策定する。

イ 校長は、学校の設置者（教育委員会等）が策定した「設置する学校に係る部活動の方針」等に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し策定する。

ウ 指導者は、以下を作成し、校長に提出する。

- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
- 毎月の活動計画
- 活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

【令和3年12月沖縄県教育委員会策定：部活動等の在り方に関する方針（改定版）より抜粋】

このことから部活動は、国や県の方針に沿って定められた市策定の規定を踏まえて活動しなければなりません。なお、小学校もこれに準じる必要があります。

(4) 適切な指導の実施

(1) 指導における留意点

ア 校長及び指導者は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」や「本改定版」・「本取組」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。

【令和3年12月沖縄県教育委員会策定：部活動等の在り方に関する方針（改定版）より抜粋】

上記の内容は、コンプライアンスと共に喫緊の課題となっています。暴力・暴言等の厳禁は無論のこと、発達段階や成長を阻害するような過大な運動量や「燃え尽き症候群」といったメンタルの部分までのケアが不可欠となっています。また、児童だけでなく保護者の負担も見直す部分もあるようです。

(5) 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

イ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間休養日を設けることや、部活動共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることも考えられる。また、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

【高等学校（県立中学校含む）】

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。なお、

週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

- 長期休業中も、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【小学生が加入して行われるスポーツ少年団等や芸術文化等の活動】

- 学校の教育活動に位置付けられていない地域のクラブチームやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等においても、下記を参考に適切な活動に取り組むことをお願いするものである。

- 学期中は、週当たり3日以上（平日に2日と週末のいずれか1日以上）の休養日を設ける。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間以内、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間以内とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、学校休業日における大会への参加等により活動時間が長くなる場合は、児童の体調や健康状態に十分留意する。

【令和3年12月沖縄県教育委員会策定：部活動等の在り方に関する方針（改定版）より抜粋】

このことから、県及び市教育委員会等からの通達がある際は内容を鑑み、条件に沿った活動を展開していく必要があります。なお、本校の施設での大会開催の際には、委員会及び大会を主催する団体（連盟等）に確認を行った上で判断するケースも生じることがありますので、その際はご理解とご協力をお願いします。

※1～6の項目の内容を踏まえ、次ページの「2 共通確認事項」を作成しています。

※宜野湾市立学校の部活動等の在り方に関する方針（改定版）は、宜野湾市スポーツ少年団等HPに掲載されていますので、必ずご覧になり、熟読して下さい。